

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年6月7日

大分県知事

廣瀬 勝貞 殿



提出者

住 所 大分県杵築市大字本庄1453番地の1

氏 名 株式会社ジェイエイフーズおおいた

代表取締役社長 畑辺 由治

電話番号 0978-62-6500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ジェイエイフーズおおいた
事業場の所在地	大分県杵築市大字本庄1453番地の1
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1011
②事業の規模	資本金4億9千3百万円
③従業員数	170人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2018年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3-1	
② 計画	排 出 量	3208.5 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	汚泥を乾燥して発生量を抑制した。 使用済み包装資材は、可能な限り資材業者へ返品した 食物残渣（果皮）は脱水する。 果皮（食物残渣）脱水機の更新をした。		
	【目標】2019年度目標		
② 計画	産業廃棄物の種類	別紙 3-2	
	排 出 量	2818.4 t	t
② 計画	(今後実施する予定の取組) 果皮以外の食物残渣も脱水を図る。 廃プラの発生量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	発生毎に分類し、一時保管場所の区分を明確にしている。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	現状を周知徹底する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2018年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-2（食物残渣）	(汚泥)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2,733 t	440 t
(これまでに実施した取組) 食物残渣、汚泥の堆肥化			
② 計画	【目標】（2019年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙3-2（食物残渣）	(汚泥)
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	2,500 t	300 t
(今後実施する予定の取組) 食物残渣及び汚泥の脱水後の含水率の低減に努める。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
②計画	【目標】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
②計画	【目標】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2018年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	全処理委託量	0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 委託先の現地視察の実施。 分別確認の実施。			

		【目標】2019年度	
		産業廃棄物の種類	該当なし
② 計画		全処理委託量	0 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フロー図

④産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制及び役割

名 称	氏 名	内 容
統括管理責任者	代表取締役社長 畠辺 由治	①廃棄物の処理に関する統括・報告・承認・予算の抽出
廃棄物企画推進者	製造部長 木元 太一	①廃棄物処理計画の策定 ②発生抑制、再生、中間処理の推進と適正処理および運営管理に必要な事項の検討
廃棄物担当者	(正) 環境施設課長 山田 正行 (副) 環境施設課長代理 杉浦 啓一郎	①廃棄物処理計画の作成 ②廃棄物の管理状況把握と改善策検討 ③中間処理・最終処分業者の選定と委託 契約の実施、管理 有効期限 変更内容確認 ④マニフェスト票の交付と管理 ⑤監督官庁への各種報告書の作成 ⑥社員への廃棄物に関する指導・教育の実施

(2) 管理体制の強化

①管理体制

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に関する組織の編成を強化する。

(3) 方法

①発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し企業全体で発生の抑制に努める。

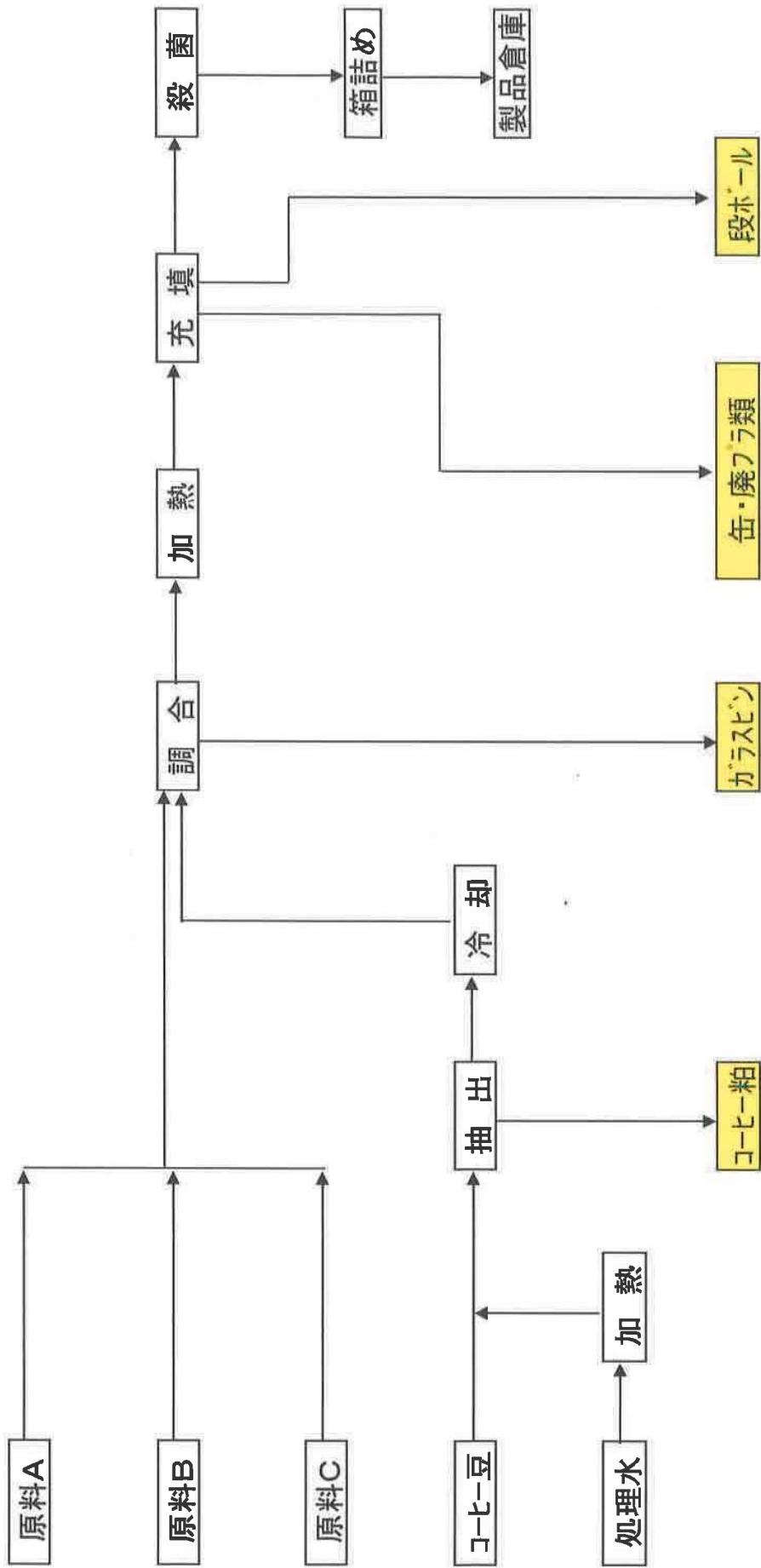


図1 コーヒー飲料製造フローシート
(茶飲料もほぼ同工程)

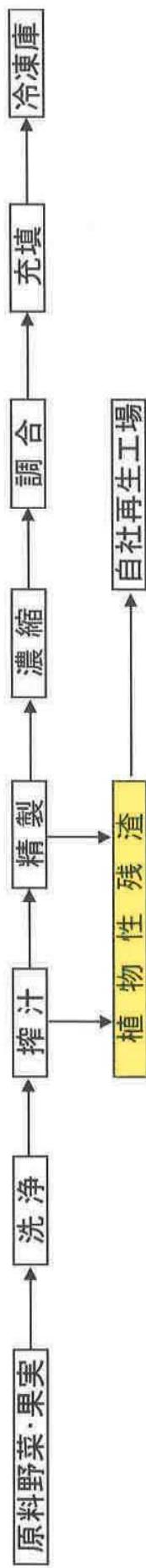


図2 残渣物発生フローシート

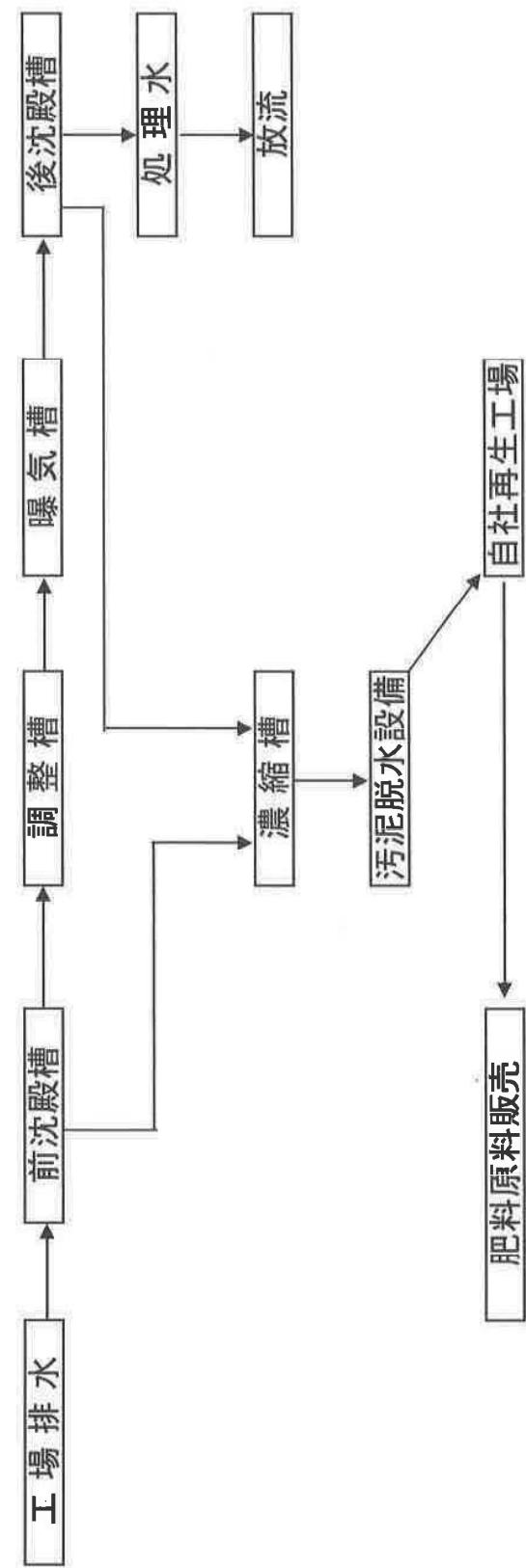


図3 汚泥発生フローシート